

令和5年度 第3回岐阜羽島警察署協議会 意見要望等

R5.12.11

意見・要望等	回 答
<p>○ 両耳にイヤホンをして車両を運転する人を見たことがあります。片耳ならまだしも両耳となると周囲の音(特に緊急車両のサイレン)が聞こえないと思います。このような場合、取締りや罰則などはありますか。もし、罰則があるのであればもっと周知してほしいですし、無いのであれば作ることを検討したらいいと思います。</p>	<p>○ 交通課長 道路交通法第71条第6号 ……その他、都道府県公安委員会が定める遵守事項を守らなければならない 罰則 5万円以下の罰金(反則金大型7、普通6)</p> <p>岐阜県道路交通法施行規則 運転手の順守事項 第12条8号 ……音量を大きくしてカーラジオ等を聞き、またはイヤホン等を使用してラジオを聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと</p> <p>警察官が見かけた場合は、指導警告措置、継続した警告を無視するようであれば、交通切符(赤切符)処置としています。 なお、11月末時点の岐阜県内の自転車運転者の検挙件数は、約50件で、一番多い違反が一時停止違反となります。</p>
<p>○ 令和5年年末の交通安全県民運動のチラシに「特定小型言動機付自転車のことが載っています。岐阜羽島警察署管内では何台ほどが登録されているのでしょうか。</p>	<p>○ 交通課長 登録標章については、各自治体での発行となります。柳津町を除く、羽島警察署管内での発行枚数は、合計で6枚となります。(羽島市5枚、笠松町1枚、岐南町0枚、岐阜市18枚)</p>
<p>○ 前回柳津地内の歩道に草がはみ出ている件では、あその後すぐに刈られ安全になりありがとうございました。</p> <p>○ 柳津町にある街かど屋柳津店周辺で、夜間(20:00~23:00)に暴走するバイクが気になります。往復しているのか結構長い時間聞こえ、なにか気を付けることなど情報があれば教えてほしいです。</p>	<p>○ 地域課長 本署の警察安全相談係のほか、交番、駐在所では、法律違反はもちろん、各種困りごと相談にも対応しています。内容により、取締りのほか対象者に指導やお願いをして状況が改善されるよう努めています。 また、警察では取り扱えない事案に対しては、相談窓口の案内や関係機関への連絡をしていますので、気軽にご相談ください。 夜間の騒音苦情等に対しては、当直勤務の地域警察官が対応するケースが多く、行為者の捕捉や警戒に努めています。 しかし、その場での暴走バイクの捕捉は困難な場合が多いため、住民の皆様からの各種情報提供をいただければ幸いです。</p> <p>○ 交通課長 夜間に、1台、又は複数台の爆音バイクの騒音を聞くことがあります。爆音バイクの騒音がうるさい、信号無視、逆走等の違反があった場合は、すぐに110番通報を行ってください。場合によっては、ドライブレコーダ映像の提出をお願いすることがあります。 運転中に出くわした場合は、決して近づいたり、あおったりすることのないようにお願いします。 検挙方策については、警察本部では不定期に夜間の取り締まりを行い、ビデオカメラで証拠を押さえて検挙しています。</p>
<p>○ 正木小学校で行われたヘルメット着用促進ダンスが好評であったと聞いています。中央小学校でも、昨年柳津小学校で行われた警察官との登校とプラスしてヘルメット着用啓発を実施していただけないか。</p>	<p>○ 生安課長 警察官が付き添う方式の見守り活動は、登校班の選定、集合場所や通学路の確認など事前の計画が必要ですので、学校側と調整を図り、ボランティアの皆様のご協力も仰ぎながら実現したいと思っております。委員にもお力添え頂きますと幸いです。</p> <p>○ 交通課長 正木小学校で行われたヘルメット着用推進活動については、授業の一環として行い、ヘルメット着用の重要性などの説明を行った後に、1年生、6年生と一緒にカリメロダンスを踊りました。学校側には、非常に強力していただきました。このような、活動は、どんどん広げていきたいと思っておりますので、委員にも協力をいただけると幸いです。</p>